

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

平成31年2月20日提出

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「10分の11」を「1000分の1155」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第2条第2項の規定は、平成32年10月1日以降の申請による減免等について適用し、平成30年10月1日以降の申請による減免等について適用する場合においては、「1000分の1155」とあるのは「885分の990」とし、平成31年10月1日以降の申請による減免等について適用する場合においては、「1000分の1155」とあるのは「870分の990」とする。